

2 資金不足比率

該当なし

簡易水道事業や農業集落排水事業の公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

本村では、各公営企業会計において資金不足が生じなかったため、比率の算定される会計はありません。参考値として資金不足の比率を算定すると、下表のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{資金不足（剰余）額〔歳出(+算入地方債)－歳入(-解消可能資金不足額)〕}}{\text{事業の規模（営業収益）}} \times 100$$

【簡易水道事業特別会計の場合】

$$\frac{\text{歳出（171,329千円）－歳入（180,710千円）} = \blacktriangle 9,381 \text{千円}}{\text{事業の規模（88,353千円）}} \times 100 = \blacktriangle 10.6\%$$

○各公営企業の資金不足（剰余）比率

	会計名	R4年度 資金不足 (剰余)額 (千円)	R4年度 事業の規模 (千円)	比率 (%)	経営健全化基準 (20%)に相当する 資金不足額 (千円)
1	簡易水道事業特別会計	▲ 9,381	88,353	(▲ 10.6)	17,671
2	農業集落排水事業特別会計	▲ 9,341	36,907	(▲ 25.3)	7,381

※不足額を算出しているため、剰余額等はマイナス（▲）表示となります。

※各会計の資金剰余金は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額となります。